

令和 5 年度 (2023 年度)

公益財団法人小林財団外国人留学生奨学生募集要項

(一般奨学金)

1. 応募資格

- (1) 日本以外の国籍を有し、アジア諸国から来日している私費留学生
- (2) 大学の学部又は大学院に在学する者で、2023 年 4 月 1 日現在、35 歳以下の者
- (3) 修学のために経済的援助を必要とする者で、他の奨学金を受けていない者
(ただし、月額 5 万円以下の奨学金受給は可)
- (4) 学業、人物ともに優秀であり、健康である者
- (5) 日本語による意思伝達が可能である者 (日本語能力試験 2 級程度以上)
- (6) 国際理解と国際友好親善に寄与できる者
- (7) 奨学生交流会 (年 3 回を予定。うち 1 回は研修旅行) に出席できる者

注) なお、次の者は除外します。

- ・将来、学術振興会の特別研究員事業、科学技術振興機構の次世代研究者挑戦的研究プログラム等の各種支援事業並びに他の奨学金への応募を希望する者

2. 新規募集人員 25 名程度 (財団の年間奨学生 55 名)

3. 対象学年

学部学生の場合 : 2023 年 4 月現在、3 年次生以上 (6 年制学部、5 年次生以上) に在学する者

大学院学生の場合 : 2023 年 4 月現在、正規生として在学する者
ただし、所定の必要最小限の修業年限内の者 (いわゆる留年なし) を原則とする。

4. 奨学金 学部生 月額 15 万円 大学院学生 月額 18 万円

5. 奨学金支給期間

学部学生、大学院学生ともに、支給開始年度から在学課程最終年度まで、すなわち、学部及び修士 (博士前期) 課程学生は 2 年間、博士 (博士後期) 課程学生は 3 年間を原則とする。

ただし、学部及び修士課程の最上級年次の奨学生は、原則として 1 年間とするが、上級課程に進学した場合は、それぞれ最長 2 年間又は 3 年間の範囲内で継続が可能。

6. 募集方法

大学を通じて募集する。

7.応募の手続き

次の書類を揃え、在学する大学において指定する日までに、大学の事務局に提出する。

- (1) 奨学金申請書（所定の様式）
 - (2) 履歴書（所定の様式）
 - (3) 身上書（所定の様式）
 - (4) 在学証明書（大学院各課程入学予定者は、合格通知書（入学許可書）の写し）
 - (5) 在留カードの写し（住所、氏名、在留資格の確認）
 - (6) 成績証明書：直前の課程のもの又は入学試験の成績・順位等
 - (7) 推薦書（学部長、研究科長又は指導教員による封緘書）
- 用紙は、A4サイズで1頁

8.選考及び決定

推薦された者について、本財団に設置する選考委員会の選考を経て、理事会が奨学生を決定する。

採用決定者については、4月下旬、大学及び本人に通知する。

9.奨学金の支給の停止又は打ち切り

奨学生が次の各号の一に該当するときは、奨学金の支給を停止又は打ち切ることがある。

- (1) 一月以上病気等により又は理由なく長期欠席したとき
- (2) 休学又は外国へ留学したとき
- (3) 在学する大学における学籍を失ったとき
- (4) 学則により処分を受けたとき
- (5) 病気その他の理由により成業の見込みがないとき
- (6) 学業成績又は素行が甚だ不良のとき
- (7) 無断で奨学生交流会を欠席したとき
- (8) 妊娠、出産等で学業が一時継続できなくなると判断されるとき
- (9) 応募書類の記載事項に重大な虚偽が発見されたとき
- (10) 本財団又は本財団の支援企業（者）の名誉を傷つけ又は著しく迷惑をかけたとき
- (11) その他留学生としての資格を失ったとき

10.報告書の提出

奨学生は、理事長から求めがあったときは、学習の状況（学業成績を含む。）及び生活状況について報告書を提出しなければならない。

11.注意事項

この要項に記載してある事項について不明の点があれば、大学の事務局に照会すること。